

第10次粉じん障害防止総合対策

～粉じんによる健康障害を防止するために～

関係者の皆様へ

水戸労働基準監督署では粉じんによる健康障害を防止するため、今後5年間（令和5年度～令和9年度）に重点的に取り組む事項を定めた第10次粉じん障害防止総合対策を策定しました。この間の9次にわたる総合対策により、じん肺の有所見者数は着実に減少してきましたが、依然として新規の有所見者が認められます。

関係者の皆様におかれましては、総合対策の推進にご協力をお願いします。

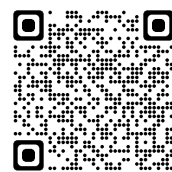
総合対策の重点事項

<input checked="" type="checkbox"/>	呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
<input checked="" type="checkbox"/>	屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
<input checked="" type="checkbox"/>	石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
<input checked="" type="checkbox"/>	ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
<input checked="" type="checkbox"/>	特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
<input checked="" type="checkbox"/>	じん肺健康診断の着実な実施
<input checked="" type="checkbox"/>	離職後の健康管理の推進

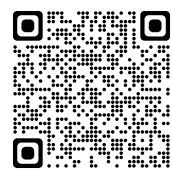
国が策定した第10次粉じん障害防止総合対策では、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（以下「講ずべき措置」といいます。）」として示しています。

なお、講ずべき措置の第2の1の（1）保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進に記載のある通達（平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」）は廃止され、新たな通達（令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」）が出されていますのでご注意ください。

資料の入手先
二次元コード



（講ずべき措置）



（基発0525第3号）



厚生労働省・茨城労働局・水戸労働基準監督署

2023.9作成